

ケアサポート・モア 板橋 運営規程

第1条 (事業の目的)

株式会社 MORE が開設する「ケアサポート・モア 板橋」(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護の事業(以下「居宅介護」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(厚生労働大臣が定める者)(以下「居宅介護員」という)が、「障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ自立した日常生活または社会生活を営む」ことを達成するために適正な居宅介護を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

事業所の居宅介護員は、障害者及び障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、社会福祉協議会、地域の保健・医療福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名 称 ケアサポート・モア 板橋
- 二 所在地 東京都板橋区蓮根 3-4-7 リブリ MORE 2nd 1階

第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1名(常勤・サービス提供責任者兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 3名(常勤3名、うち1名管理者兼務・介護福祉士)
介護福祉士 2名

サービス提供責任者は、事業所に対する居宅介護の利用の申込みに係る調整、居宅介護員に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行う。

- 三 居宅介護員 23名(常勤 0名、非常勤 23名)
介護福祉士 15名
実務者研修修了 1名
初任者研修修了 4名
2級課程修了 3名

居宅介護員は、居宅介護の提供にあたる。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日
ただし祝日及び8月13日から15日、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

四 サービスの提供は、365 日、24 時間行う。

第6条 （居宅介護の内容及び利用者から受領する費用等）

居宅介護の提供内容は次の通りとする。

・身体介護

食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院介助、その他利用者の日常生活動作を維持向上させる事を目的とした自立支援に向けた援助

・家事援助

食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、通院介助、その他利用者の日常生活環境を維持向上させることを目的とした自立支援に向けた援助

- 2 居宅介護を提供した場合の利用料の額は告示上の額とし、当該居宅介護が法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。ただし、区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。
- 3 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護についても、訪問に要した交通費は徴収しない。
- 4 その他、利用者等から金銭の支払いを受ける必要がある場合には、利用者等に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払いに同意する旨の文書に署名・捺印を受けることとする。

第7条 （事業の主たる対象者）

事業の主たる対象者とする障害の種類を次のように定める。

居宅介護： 身体障害者（18歳未満の者を除く）
知的障害者（18歳未満の者を除く）
精神障害者（18歳未満の者を除く）
難病等対象者（18歳未満の者を除く）
障害児（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者）

第8条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。

（板橋区）

第9条 （緊急時等における対応方法）

事業所は、サービス提供中に利用者の容態の変化または事故が発生した場合、その他必要な場合においては、速やかに家族や主治の医師等への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、当事者は管理者に報告する。また、サービスの提供に伴って当社の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、その記録を作成するとともに、損害を速やかに賠償するとともに、必要に応じて区市町村等への報告を行う。

第10条 （虐待防止のための措置）

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止責任者を設置、その他必要な体制の整備を行うとともに、虐待防止に係る委員会を設置・定期的な開催を行いその結果について訪問介護員等に周知を図るものとする。また、定期的な研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

事業者は虐待等の事実を発見した場合は、速やかに行政窓口等へ報告する等の対策を講ずるように努めるものとする。

虐待防止担当者： 訪問介護 管理者 山田 高志

虐待防止責任者：居宅介護支援 管理者 山口 和代

第 1 1 条（事故処理）

当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、担当相談支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第 1 2 条（個人情報の保護）

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者の居宅介護サービス等の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については事前に利用者及びその家族の了解を得るものとする。

第 1 3 条（その他運営についての留意事項）

事業所は、居宅介護員の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

一 採用時研修： 面接後、居宅介護業務を実際に行う前まで

二 継続研修： 年 4 回

2 当社及び当社居宅介護員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は契約終了後も同様である。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 MORE と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 23 年 9 月 1 日 から施行する。

・
・
・

この規程は、令和 5 年 3 月 1 日 から施行する。

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日 から施行する。

この規程は、令和 6 年 12 月 16 日 から施行する。